

監査公表第 21 号(令和 4 年 3 月 4 日、県公報第 279 号登載)  
県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果(令和 3 年度)

第 1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 1 号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第 2 条第 1 項第 1 号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第 2 条第 1 項第 2 号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関 13 機関

(2) 監査対象期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和 3 年 5 月 19 日～令和 3 年 6 月 30 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福 岡 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 6 月 7 日～令和 3 年 6 月 29 日
久 留 米 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 5 月 24 日～令和 3 年 6 月 30 日
南 筑 後 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 5 月 26 日～令和 3 年 6 月 28 日
直 方 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 5 月 28 日～令和 3 年 6 月 29 日
京 築 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 6 月 15 日～令和 3 年 6 月 29 日
朝 倉 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 6 月 9 日～令和 3 年 6 月 29 日
八 女 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 6 月 3 日～令和 3 年 6 月 30 日
北 九 州 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 5 月 19 日～令和 3 年 6 月 30 日
田 川 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 6 月 17 日～令和 3 年 6 月 30 日
飯 塚 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 6 月 11 日～令和 3 年 6 月 28 日
那 珂 県 土 整 備 事 務 所	令和 3 年 6 月 1 日～令和 3 年 6 月 28 日
苅 田 港 務 所	令和 3 年 5 月 21 日～令和 3 年 6 月 28 日
流 域 下 水 道 事 務 所	令和 3 年 6 月 1 日～令和 3 年 6 月 28 日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
那珂県土整備事務所	契約	1	用地測量業務委託契約について、過去2年間の履行歴により契約保証金を免除しようとする場合、種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の履行歴を確認し免除すべきところ、「規模をほぼ同じくする」とは認められない1件を含む履行歴により免除していた。
福岡県土整備事務所	工事	1	公園施設改修工事について、業者の見積りを基に工事費を積算する場合、施工内容や図面、見積額に諸経費を含めるかなどを示した上で、業者から見積りを徴収すべきところ、当該工事のうち「床下カビ除去」工事については、これらを書面で示さないまま見積書を徴収し、内容確認もせず

			計上していた。
飯塚県土整備事務所	工事	1	橋梁下部工事について、業者の見積りを基に工事費を積算する場合、施工内容や図面、見積額に諸経費を含めるかなどを示した上で、業者から見積りを徴収すべきところ、当該工事のうち「伐採・運搬」工事については、これらを書面で示さないうまま見積書を徴収し、内容確認もせず計上していた。
計		3件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	契約	1	橋梁詳細設計業務委託契約について、当該契約とは関係のない業務は、別途、新たに契約すべきところ、契約変更で業務を委託していた。
計		1件	